

○公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金管理運用要項

平成28年9月1日

要項第23号

改正 平成31年4月1日要項第23号

平成31年4月1日要項第23号

令和2年4月1日要項第23号

令和2年9月1日要項第23号

令和3年4月1日要項第23号

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金規程（平成28年規程第114号、以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金（以下「基金」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の名称)

第2条 基金から給付する規程第1条第1号に規定する奨学金の名称は、新見公立大学ふるさと育英奨学金（以下「育英奨学金」という。）とする。

2 基金から給付する規程第1条第2号に規定する本学の学生（以下「学生」という。）支出費用の名称は、新見公立大学学生支援支出金（以下「学生支援支出金」という。）とする。

(管理)

第3条 基金は、他の経理と区分して管理しなければならない。

2 基金は、理事長が管理運用を行う。

3 基金から給付した育英奨学金及び学生支援支出金が返還されたときは、再び基金に帰属しなければならない。

(寄附の受入れ)

第4条 公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金規程第2条第1項第2号に規定する法人又は個人からの寄附は、経済的理由により修学が困難な学生への給付に充てるための寄附及び学生支援を目的とした寄附は、基金に積み立てる。

(給付額、給付時期及び給付制限)

第5条 育英奨学金の給付額は、1人当たり年額100,000円とし、前期及び後期にそれぞれ50,000円ずつ支給する。

- 2 育英奨学金の給付時期は、前期を6月末、後期を12月末とする。
- 3 学生支援支出金は、次に掲げる項目の支援支出金に限定し、育英奨学金に目的を限定した積立額を充当してはならない。
 - (1) 感染症検査等支援支出金
本学が認める各種感染症予防、抗体検査並びに感染症感染確認検査に係る自己負担金額等の2分の1以下の金額（50円未満切り捨て）の支出金
 - (2) 困窮学生食事支援支出金
国並びに本学の各種修学支援制度について、申請した又は申請を予定している学生、本学が相当と認める支援実績がある学生及び支援要素が含まれる事業に参画を表明した学生のうち、希望する学生に対する本学学生食堂並びにサクセスキッチンにおける本学が定める標準的な食事代金に3分の2を乗じた金額（100円未満四捨五入、以下「基本食事代金」という。）以下の支出金
 - (3) ボランティア活動支援支出金
本学が認めるボランティア活動に参加する学生に対する食事代金で、1食あたり基本食事代金相当の支出金
 - (4) 研修支援支出金
本学が認める学生の課外研修活動における交通費及び宿泊料の2分の1以下の補助金額で、学生1人あたり年間50,000円以下の支出金
 - (5) 健康・文化施設利用支援支出金
学生が本学外の岡山県内の施設（保育、看護、介護及び福祉に係る事業を直接実施する施設を除く）等を利用する使用料等又は本学の大学生が無料となる契約を本学が締結する場合の負担金等の金額で、1施設年間あたり岡山県最低賃金に2分の1の金額（50円未満切り捨て）に本学の学生数を乗じた金額以内の支出金
 - (6) 居住環境改善支援支出金
学生がWi-fi等の通信環境の悪い場合又は防犯カメラ等の設置が望ましい場合と本学が認める各種装置の設置費用の3分の2以下の補助金額で、1人1回限り200,000円以下の支出金
 - (7) 行動制限補償支援支出金
学生に対する遠隔授業の実施並びに各種の行動制限を行った場合における本学が認める補償金額で、学生1人あたり1年間200,000円以下の支出金
- 4 学生支援支出金の支出時期は、年度内とする。

5 学生支援支出金は、次に掲げる経費に支出してはならない。

- (1) 学生が主催する大学祭の実施経費
 - (2) 学生が運営するクラブ活動の維持・管理経費
 - (3) 学生が企画するイベントの開催経費
 - (4) 本学が認めないイベントに係る食料費、参加費、旅費及び宿泊費
 - (5) 講義及び実習を目的とした経費
 - (6) 宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に参加する経費
 - (7) 政治活動を目的とする事業に参加する経費
 - (8) 視察や親睦のみを目的とした交流会等に参加するための経費
 - (9) 公序良俗に反する事業への参加経費
- (事務)

第6条 育英奨学金及び学生支援支出金の取扱いに関し、経理事務は総務課で行い、経理事務以外の事務は、学生課において行う。

2 業務の実施に当たっては、次の書類を整備するものとする。

- (1) 寄附者名簿 法人（様式第1号）
- (2) 寄附者名簿 個人（様式第2号）
- (3) 給付者名簿（様式第3号）
- (4) 基金明細書（様式第4号）

3 育英奨学金の取扱業務に関し、閲覧等の請求があった場合は、公立大学法人新見公立大学個人情報保護規程（平成22年規程第82号）及び公立大学法人新見公立大学個人情報保護取扱規程（平成22年規程第83号）に基づき、閲覧に供さなければならない。

4 育英奨学金に関する書類は、公立大学法人新見公立大学文書管理規程（平成22年規程第90号）第8条の規定により永年保存とする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、育英奨学金について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日要項第23号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要項第23号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要項第23号）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日要項第23号）

この要項は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要項第23号）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号(第6条関係))

寄附者名簿 法人

法人名	住所	寄付金額	受領年月日
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .

(様式第2号(第6条関係))

寄附者名簿 個人

氏 名	住 所	寄 付 金 額	受 領 年 月 日
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・

(様式第3号(第6条関係))

給付者名簿

給付年月日	学部・学科	学年	給付した相手先(氏名)	給付金額
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	小計			円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	小計			円
	合 計			円

(様式第4号(第6条関係))

基金明細書

年 月 日	相手先 (氏名、所在地、内容等)	収入金額	支出金額	差引金額
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
. .		円	円	円
	合 計			円

(様式第1号(第6条関係))

(様式第2号(第6条関係))

(様式第3号(第6条関係))

(様式第4号(第6条関係))